

医療費負担が一部引き上げられました

平成 18 年 10 月から医療制度に関する法律の改正により、お医者さんにかかるときの自己負担限度額や自己負担割合が変わりました。

問合せ
国保年金課
電話 055 948 2905

70歳未満

高額医療費の自己負担限度額

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関に支払った自己負担限度額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。今回の改正で 70 歳未満の人の自己負担限度額が一部引き上げられました。

平成 18 年 10 月以降の自己負担限度額（月額）

		3 回目まで	4 回目以降 (2)
住民税課税世帯	上位所得者 (1)	150 ,000 円 (医療費が 500 ,000 円を超えたら、超えた分の 1 % を加算)	83 ,400 円
	一般	80 ,100 円 (医療費が 267 ,000 円を超えたら、超えた分の 1 % を加算)	44 ,400 円
住民税非課税世帯		35 ,400 円 (据え置き)	24 ,600 円 (据え置き)

- (1) 上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得額等が 600 万円を超える世帯(所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます)
(2) 過去 12 カ月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額

人工透析を必要とする上位所得者の自己負担限度額

特定疾病の人は 1 カ月の自己負担額は 10 ,000 円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を必要とする 70 歳未満の上位所得者は自己負担限度額が 20 ,000 円に引き上げられました。



70歳以上

現役並み所得者の自己負担割合

70 歳以上、または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みの所得がある人は、医療機関に支払う自己負担割合が、従来の 2 割から 3 割に引き上げられました。

高額療養費の自己負担限度額

平成 18 年 10 月以降の自己負担限度額（月額）

	外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44 ,400 円	80 ,100 円 (医療費が 267 ,000 円を超えたら、超えた分の 1 % を加算。過去 12 カ月間に世帯単位の限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44 ,400 円)
一般	12 ,000 円 (据え置き)	44 ,400 円
低所得者	8 ,000 円 (据え置き)	24 ,600 円 (据え置き)
低所得者	8 ,000 円 (据え置き)	15 ,000 円 (据え置き)



1 年間の給与総額に対する所得税額と、毎月の給与から源泉徴収された所得税の合計額は必ずしも一致しません。このため、その年の最後の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを年末調整といいます。年末調整では配偶者控除や生命保険料控除などの控除が受けられます。給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書に必要書類を添付し勤務先へ提出して漏れることなく控除を受けるようにしましょう。

なお、例年、年末調整に誤りがあり確定申告をして納税する人がいます。次の点に注意して正しく年末調整をしてください。

配偶者控除

妻(夫)のパート収入が 103 万円(所得で 38 万円)までの場合、配偶者控除を受けることができます。ただし、103 万円を超える場合でも 141 万円未満であれば段階的に配偶者特別控除が受けられます。

扶養控除

生計を一にする親族で合計所得金額が 38 万円以下の場合、扶養控除を受けることができます。また、65 歳以上の親族は、年金収入だけの場合 158 万円以下であれば扶養控除を受けることができます。

社会保険料控除

平成 17 年分の年末調整から、国民年金保険料等の社会保険料控除を受ける場合、社会保険庁から送付される社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の提出が必要になりました。

生命保険料控除

生命保険料控除は「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」に区分され、それぞれ最高 5 万円の控除を受けることができます。種類を確認し、生命保険会社等が発行した証明書類を提出してください。

住宅借入金等特別控除

2 年目以降の人は、年末調整で控除を受けてください。1 年目の人は年末調整で控除を受けることができませんので、確定申告をして控除を受けてください。

医療費控除、雑損控除

年末調整で控除を受けることができませんので、確定申告をして控除を受けてください。

* 年の途中で会社を退職し、再就職していない人は、確定申告で所得税を精算することになります。

問合せ
三島税務署
電話 055 987 6715

給与所得者の年末調整

平成 18 年分 青色申告決算・年末調整等説明会

平成 18 年分青色申告決算・年末調整等説明会を行います。説明会には、事前に郵送される青色申告決算・年末調整等書類の封筒を持参してください。

なお、封筒の内容を確認して、関係書類が不足している場合は、説明会場または税務署でお受け取りください。

とき 11 月 22 日(水)
年末調整等説明会(法人関係) 10:00 ~ 11:30
青色決算等説明会(個人関係) 13:30 ~ 15:30

ところ アクシスかつらぎ

